

消費税 原則課税 vs 簡易課税 比較・選択ガイド



※当資料に従うことでの法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

消費税 原則課税 vs 簡易課税 比較・選択ガイド

計算方法と要件の違い

簡易課税制度を選択できるのは、基準期間（原則として2年前）の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

項目	原則課税	簡易課税
計算式	課税売上に係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額	課税売上に係る消費税額 - (課税売上に係る消費税額 × みなし仕入率)
事務負担	重い（全ての経費の税額管理が必要）	軽い（売上の税額だけで計算可能）
インボイス	仕入先からの受領・保存が必須 ※一定の取引においては例外あり	簡易課税では仕入税額控除の計算に必要な 個別の仕入税額証拠書類は不要

消費税 原則課税 vs 簡易課税 比較・選択ガイド

業種で決まる「みなし仕入率」

簡易課税では、実際の経費にかかわらず、業種ごとに定められた「みなし仕入率」を使って「経費を使ったとみなす税額」を計算します。

区分	主な業種	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業、農業・漁業（飲食料品の譲渡）	80%
第3種	製造業、建設業、農業・漁業（飲食料品の譲渡以外）	70%
第4種	飲食店業、金融・保険業	60%
第5種	サービス業、運輸通信業	50%
第6種	不動産業	40%

消費税 原則課税 vs 簡易課税 比較・選択ガイド

どちらが得か？選択のポイント

簡易課税が有利なケース：

- ・実際の利益率が高い（経費が少ない）場合。
- ・インボイス発行事業者以外からの仕入れが多く、原則課税では控除できない経費が多い場合。
- ・経理の手間を削減したい場合。

原則課税が有利なケース：

- ・大きな設備投資や多額の仕入れがあり、還付を受けたい場合。
- ・赤字などで、預かった税金よりも払った税金のほうが多い場合。

注意点：「2年縛り」のルール

簡易課税制度を一度選択すると、原則として2年間は変更（やめること）ができません。

翌年に大きな設備投資（建物や機械の購入）を予定している場合は、原則課税のほうが節税（還付）になる可能性があるため、慎重な判断が必要です。